

未来への記録

県立公文書館20年

▶▶▶ 2

公文書や古文書などの記録類は、歴史などの学術研究だけでなく、私たちの生活に欠かすことのできないものです。今回は、人々がこれをどのように保存してきたか、その「営み」をみていくとともに、記録を保存・公開する機関である県立公文書館が開館するまでの経緯を紹介します。

■戦争を経て散逸

戦前の人々は、記録を個人や共同体の権利を保証するものとして重視していました。例えば、江戸時代の町や村では、名主が交代する際に引継目録が作成され、記録は長年大切に保存されてきました。

しかし、アジア・太平洋戦争末期から戦後にかけての混乱状況は、廃棄などによる記録の散逸という危機的な状況を生み出すこととなります。

このような情勢の中で、1967年に県は、県政100年事業として県史編集事業を開始し、この中で散逸が懸念されていた民間所在の古文書や、行政文書を収集します。

ここで注目したいのは、この事業の進展に伴い、研究者や県民の間から収集した記録を保存・公開する

県民の切なる要求

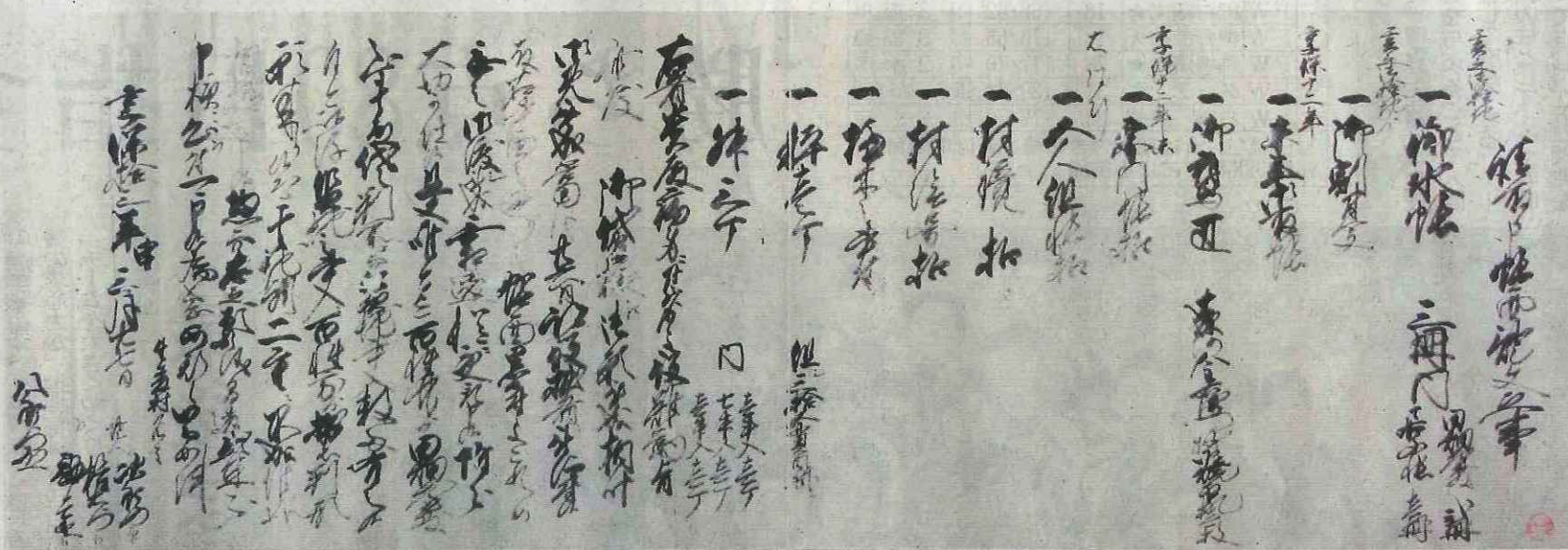
開館までの経緯

と、県は総合計画の中で情報公開制度の確立を政策目標として掲げます。この制度は行政文書の適切な管理

「文書館」設置の機運が高まった点です。県史編集事業は、県民の記録保存に対する意識を高め、後の公文書館につながる重要な役割を果たしたといえるでしょう。

■情報公開目指し

一方、昭和50年代に入る



江戸時代、生麦村（現・横浜市鶴見区）の新旧名主の間で取り交わされた村運営に関する文書の引継証文。村の基本的な土地台帳である「御水帳」（検地帳）などが対象だった（県立公文書館所蔵）

なしでは成り立たないもので、82年、外部有識者が、保存期間を満了した県の行政文書を保存する「公文書館」の新設を提言することになります。ここで、情報公開という観点から記録を保存する機関の必要性が唱えられるのです。

そして、県の情報公開制度開始（83年）を経た87年4月、「第二次新神奈川計画」の中で、県史編集室などが収集した古文書と、戦前・戦後の行政文書を保存・公開する施設である公文書館の建設が明記され、93年に県立公文書館が開館することになります。

このように、県立公文書館は、行政上の観点だけでなく、人々の「記録」保存への切なる要求に応える施設として設立されたのです。

（県立公文書館 資料課・中村 崇高）

▶▶▶ 次回は22日掲載

◆開館20周年記念特別展示 「記録遺産は時を越えて～かながわのアーカイブズ～」と題した特別展示が、県立公文書館（横浜市旭区、相鉄線二俣川駅から徒歩17分）で、3月30日まで開催中。入館無料。午前9時～午後5時。月曜と2月11日、3月21日は休館。問い合わせは同館 ☎045(364)4461。